

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業実施要領

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業については、ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業補助金交付要綱（令和3年4月1日付け3農支第97号、以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

本県は、先進的に有機農業の普及に取り組んできたが、東日本大震災以降、放射性物質の不安や風評などの問題から本県の有機農業は停滞し、有機農業者も減少傾向が続いている。

震災からの復興とともに魅力ある福島ならではの農業を展開するためには、本県有機農業の核となる新たな担い手の確保・育成が必要であり、有機農業実践者の協力のもと就農希望者が有機農業の実践に向けた活動を支援する体制づくりと就農者が有機農業による経営の自立を円滑に進められる指導体制づくりを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助対象及び採択要件は、別表のとおりとする。

第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助する。

第4 事業実施の手続き

1 事業計画の策定等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第2号）を添付し、農林事務所長（県域団体の場合は農林水産部長：以下「所長」という。）に申請する。
- (2) 所長は事業実施計画書、必要書類を添付のうえ、様式第3号により農林水産部長に協議する。

2 事業計画の承認

- (1) 農林水産部長は、第4の1により提出のあった事業実施計画書等の内容を審査し、適当と認める場合には、様式第4号により通知する。
- (2) 所長は、上記1の(2)により申請のあった事業実施計画を承認する場合は、様式第5号により通知する。

- 3 計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条または第6条に定める申請をすることができる。

第5 事業計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表に定める計画の重要な変更または中止をする場合は、速やかに実施計画変更承認申請書（様式第6号）を所長へ提出し、第4の1及び2に準じて変更または中止の手続きを行うものとする。

第6 実績報告

所長は、交付要綱第10条による実績報告を受けた時は事業実績報告書（様式第2号）を添付の上、様式第7号により農林水産部長あてに速やかに提出する。

第7 事業の実施期間

本事業は2年間継続して実施することができる。

第8 成果確認検査

所長は、交付要綱第9条による実績報告を受けた時は、成果確認検査を農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行う。

第9 事業の推進に関する調査及び指導

- 1 事業実施主体は、目標達成に向け、必要に応じ、県の実施状況調査等に協力するものとする。
- 2 県は、市町村及び関係団体等と連携し、目標の達成に向けて技術的、経営的指導を行う。

第10 その他

- 1 交付要綱様式第1号、様式第6号中の「別に定める様式」については、様式第2号とする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

ふくしま有機農業ひとつくり強化支援事業実施要領 別表 (実施要領第2関係)

事業名	事業実施主体	補助対象の取組及び経費	採択要件及び留意事項等
<p>ふくしま有機農業就農研修支援事業</p>	<p>(1) 有機農業者が構成する組織</p> <p>(2) 有機JAS認証を取得している農業法人</p> <p>(3) 就農支援組織</p> <p>(4) 市町村、団体(JA、市町村公社、地域担い手協議会等)</p> <p>(5) 農林水産部長が特に認める農業者</p>	<p>(1) 補助対象とする取組</p> <p>次に掲げる有機農業の新たな担い手確保、有機農業実践希望者の受入れ体制の整備、有機農業の実践を目的とした研修生の受入れ及び研修の実施に係る経費</p> <p>ア 有機農業に関する就農相談窓口の設置・運営</p> <p>イ 就農支援体制の整備に向けた視察研修、勉強会の実施</p> <p>ウ 有機農業に関する相談会、交流会等の開催又は参加</p> <p>エ 有機農業の産地見学会、体験会等の開催</p> <p>オ 有機農業者等の指導力(技術・経営)のスキルアップ</p> <p>カ 有機農業の就農に関する資料、リーフレット等の作成</p> <p>キ 県内外での有機農業・有機農業の就農に関するPR活動</p> <p>ク 本県有機農業、有機農産物、有機農業者の魅力を訴求する取組</p> <p>ケ 研修の実施に必要な維持管理(農地等の借上げ等)</p> <p>コ 有機農業の実践的な研修に必要な資材、教材の購入、講師謝礼、講師旅費等</p> <p>サ その他事業の目的、内容を達成するために所長が認める取組</p> <p>(2) 補助対象とする予算科目</p> <p>旅費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、役務費(通信運搬費等)、人件費、謝金、使用料及び賃借料、負担金など事業の目的・内容を達成するために所長が認めるもの。</p>	<p>(1) 事業実施主体の要件</p> <p>ア 農業者が構成する組織(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機JAS認証農産物を生産し、販売収入がある農業者が3人以上で構成されていること。 ・県内に生産行程管理者が在住し、有機JAS認証を取得したほ場面積が組織合計で概ね50a以上あること。 <p>イ 農業法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に住所もしくは、事務所を置き、県内に有機JAS認証を取得したほ場面積が概ね50a以上あること。 ・有機農産物を生産し、販売収入があること。 ・新規就農者または新規有機農業栽培者の雇用、研修受入れの実績があること。 <p>ウ 農林水産部長が特に認める農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に有機JAS認証を取得したほ場面積が概ね50a以上あり、生産行程管理者であること。 ・新規就農者または新規有機農業栽培者の雇用、研修受入れ経験がある指導農業士、青年農業士、又は認定農業者のいずれかであること。